

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和7年3月31日

【発行者名】 スーパーファンド・ジャパン・トレーディング  
(ケイマン)リミテッド  
(Superfund Japan Trading (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役  
テニソン・ブリッグス  
(Tennyson Briggs, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 9010、グランド・ケイマン、  
クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス4階、  
キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付  
(c/o Campbells Corporate Services Limited, Floor 4,  
Willow House, Cricket Square, Grand Cayman, KY1 - 9010,  
Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森 下 国 彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 青 野 紘 子  
弁護士 鬼 形 新

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売出)  
外国投資信託受益証券に係る  
ファンドの名称】 スーパーファンド・ジャパン  
(Superfund Japan)

【届出の対象とした募集(売出)  
外国投資信託受益証券の金額】 日本において届出の対象とされる募集受益証券の総額は、5つの  
サブファンドの各クラスにつき1,000億円、合計14,000億円を限度とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【提出理由】

令和7年3月14日に提出した有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正事項】

### 第二部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

- 1 ファンドの性格
- 2 投資方針
- 3 投資リスク

## 3【訂正内容】

訂正箇所は下線で示しています。

### 第二部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

(前略)

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC(スーパーファンド・ブラック・ブロックチェーン・ファンド分別ポートフォリオ)の投資目的は、世界各地のブロックチェーン・テクノロジー及び暗号通貨に焦点を当てる株式、証券、その他の証券及びファンドに主として投資することにより、投資目標である暗号通貨の実績における高いシェアの獲得を達成することである。当該投資は、ブロックチェーン又は暗号通貨のエコシステムに参加する若しくは参加する可能性のある上場企業に対してなされる。かかる企業は、公的に認識されている1つ以上のブロックチェーン・エクイティ指数を構成する企業でなければならない。

(中略)

マスターファンドは、(スーパーファンド・ゴールド・シルバー・プラス・マイニング・ファンド分別ポートフォリオの場合)貴金属及び貴金属探査につき多様なポートフォリオを維持し、また(スーパーファンド・ブラック・ブロックチェーン・ファンド分別ポートフォリオの場合)暗号通貨及びブロックチェーン・テクノロジーに関連する証券につき多様なポートフォリオを維持することを目指している。投資目標を達成するため、マスターファンドは実質価値を保護し、投資によって収益を生むための施策を講じることができる。マスターファンド内の資産クラスのウェイト付けは、マスターファンド投資顧問会社によって決定される。当該時点の経済及び金融市場の状況並びに金融市場商品の流動性、安全性及び収益性が、判断材料として用いられる。さらに選定基準には、例えば企業の時価総額、市場規模、市場の勢い及びその他のテクニカル指標も含まれる可能性がある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC(スーパーファンド・ブラック・ブロックチェーン・ファンド分別ポートフォリオ)の投資目的は、世界各地のブロックチェーン・テクノロジーに焦点を当てる株式、証券、その他の証券及びファンドに主として投資することにより、投資目標であるブロック

チェーン関連事業の実績における高いシェアの獲得を達成することである。当該投資は、ブロックチェーンのエコシステムに参加する若しくは参加する可能性のある上場企業に対してなされる。かかる企業は、公的に認識されている1つ以上のブロックチェーン・エクイティ指数を構成する企業でなければならない。

(中略)

マスターファンドは、(スーパーファンド・ゴールド・シルバー・プラス・マイニング・ファンド分別ポートフォリオの場合)貴金属及び貴金属探査につき多様なポートフォリオを維持し、また(スーパーファンド・ブラック・ブロックチェーン・ファンド分別ポートフォリオの場合)ブロックチェーン・テクノロジーに関連する証券につき多様なポートフォリオを維持することを目指している。投資目標を達成するため、マスターファンドは実質価値を保護し、投資によって収益を生むための施策を講じることができる。マスターファンド内の資産クラスのウェイト付けは、マスターファンド投資顧問会社によって決定される。当該時点の経済及び金融市場の状況並びに金融市場商品の流動性、安全性及び収益性が、判断材料として用いられる。さらに選定基準には、例えば企業の時価総額、市場規模、市場の勢い及びその他のテクニカル指標も含まれる可能性がある。

(後略)

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC(スーパーファンド・ブラック・ブロックチェーン・ファンド分別ポートフォリオ)の投資目的は、世界各地のブロックチェーン・テクノロジー及び暗号通貨に焦点を当てる株式、証券、その他の証券及びファンドに主として投資することにより、投資目標である暗号通貨の実績における高いシェアの獲得を達成することである。当該投資は、ブロックチェーン又は暗号通貨のエコシステムに参加する若しくは参加する可能性のある上場企業に対してなされる。かかる企業は、公的に認識されている1つ以上のブロックチェーン・エクイティ指数を構成する企業でなければならない。

<訂正後>

(前略)

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC(スーパーファンド・ブラック・ブロックチェーン・ファンド分別ポートフォリオ)の投資目的は、世界各地のブロックチェーン・テクノロジーに焦点を当てる株式、証券、その他の証券及びファンドに主として投資することにより、投資目標であるブロックチェーン関連事業の実績における高いシェアの獲得を達成することである。当該投資は、ブロックチェーンのエコシステムに参加する若しくは参加する可能性のある上場企業に対してなされる。かかる企業は、公的に認識されている1つ以上のブロックチェーン・エクイティ指数を構成する企業でなければならない。

## 3 投資リスク

### (1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

#### 貴金属の偽造リスク

確立された基準及び第三者による認証手続は導入されているものの、偽物の貴金属製品が製造され市場に出回る可能性は依然として残っている。かかる偽物商品は、本物の貴金属に酷似し、その真偽を見

抜くことは困難である場合がある。ベンダーの適法性を確認するための合理的な措置を講じてもお、直接的な監視の不足及び第三者である仲介業者に対する依存によって、マスターファンドが分別ポートフォリオを代理して、信頼できないベンダー又は悪徳ベンダーと不注意に取引を行うリスクが増大する可能性がある。マスターファンドの分別ポートフォリオの保有資産に偽物の金属が含まれていた場合、当該分別ポートフォリオの資産の全体的な価値の下落につながる可能性がある。

暗号通貨に係るリスク(暗号通貨の変動はブロックチェーン・テクノロジー企業の株価に影響する可能性がある)

仮想暗号通貨に対する投資の特徴は一般的に、従来の通貨、商品及び有価証券の特徴とは異なる。特に重要な点として、暗号通貨は、中央銀行又は国家機関、超国家機関若しくは準国家機関、有形資産、人的資本又はその他の形式の信用を裏付けとしていない。暗号通貨はむしろ、市場本位のものである。すなわち、その価値は需給率、引受業者の数、及び様々な市場参加者が相互合意、バーター又は取引を通じて設定する価値に基づき決まる(またこれらに応じて頻繁に変動する)ものである。

暗号通貨の売買に係るリスク(暗号通貨の変動はブロックチェーン・テクノロジー企業の株価に影響する可能性がある)

マスターファンドの分別ポートフォリオは、民間の買主若しくは売主との間で、又は仮想通貨取引所において取引を行う可能性がある。当該分別ポートフォリオは、暗号通貨の売買の度に信用リスクを負うこととなり、当該取引に係る契約上の権利も限られている場合がある。当該分別ポートフォリオによる暗号通貨又は現金の送金及び着金は、マスターファンド投資顧問会社が信頼できると判断した相手方当事者との間で行われるものであるが、コンピューター若しくはヒューマン・エラーによって、又は窃盗若しくは犯罪行為によって、分別ポートフォリオの暗号通貨又は現金の送金若しくは着金が、誤った金額にて行われ又は権限のない第三者に対してなされる可能性がある。分別ポートフォリオが当該第三者に対して是正取引を求めることができず、又は分別ポートフォリオの暗号通貨若しくは現金を(エラー若しくは窃盗行為によって)受領した第三者を特定することができない場合、分別ポートフォリオは誤って送金された暗号通貨又は現金を回復できず、当該損失は分別ポートフォリオに対してマイナスの影響を与えることとなる。

暗号通貨の価格変動性に係るリスク(暗号通貨の変動はブロックチェーン・テクノロジー企業の株価に影響する可能性がある)

暗号通貨取引における主要なリスクの一つが、市場価格の乱高下である。高い変動性が暗号通貨の交換手段としての役割を損なっており、それ故に小売業者が暗号通貨を支払形態として認める可能性は非常に低い。マスターファンドの分別ポートフォリオの株式の価値は、当該分別ポートフォリオの保有する暗号通貨の価値と直接連動するため、暗号通貨の価格の変動が当該株式の純資産価額にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。マスターファンドの分別ポートフォリオが、暗号通貨につき市場平均価格を上回ることができるとの保証もなければ、選択肢の中で最も望ましい価格にて暗号通貨を購入するとの保証もない。当該分別ポートフォリオによって獲得される暗号通貨の価格は一般に、複雑かつ予測困難な幅広い要素の影響を受ける。かかる要素の例としては、暗号通貨の需給、ブロックチェーンへの取引の記録に係る報酬及び取引手数料、仮想通貨サービス提供者(決済処理業者等)、取引所、マイナー又はその他の暗号通貨利用者及び市場参加者のアベイラビリティ及びこれらへのアクセス、現実化している若しくはその恐れのある暗号通貨ネットワーク又は暗号通貨セキュリティの脆弱性、インフレ率、財政政策、金利、並びに政治、自然及び経済に係る事象が挙げられる。

暗号通貨の消失又は破壊に係るリスク(暗号通貨の変動はブロックチェーン・テクノロジー企業の株価に影響する可能性がある)

暗号通貨は、暗号通貨が保管されているローカル又はオンラインのデジタル・ウォレット固有の公開鍵及び秘密鍵の両方を有する者によってのみコントロールできるものとなっている。マスターファンドの分別ポートフォリオの保有する暗号通貨に関する秘密鍵が紛失、破壊その他のかたちで損なわれた場合、当該分別ポートフォリオは関連する暗号通貨にアクセスすることができなくなる。なお、当該秘密鍵は暗号通貨ネットワークによって復元できるものではない。分別ポートフォリオの暗号通貨の保管に使用されているデジタル・ウォレットの秘密鍵を紛失すれば、分別ポートフォリオに対する投資にマイナスの影響が及ぶ可能性がある。さらに、暗号通貨は、いずれの事業者によっても管理又は規制されていない電子媒体を通じて、デジタル処理にて移転されるものである。暗号通貨がエラーによって誤った送金先に送金された場合、分別ポートフォリオは当該暗号通貨やその価値を回復することができない可能性がある。当該損失は、分別ポートフォリオに対する投資にマイナスの影響を与える可能性がある。

取消不能な暗号通貨取引に係るリスク(暗号通貨の変動はブロックチェーン・テクノロジー企業の株価に影響する可能性がある)

ブロックチェーンは、暗号通貨取引の恒久的な公式記録を作成すると同時に、当該記録を取消不能にする。認証されたことによりブロックとしてブロックチェーンに記録された取引は、原則として元に戻すことができない。当該取引がエラーによるもの又はユーザーの暗号通貨が盗難に遭ったことによるものであると判明した場合であっても、取引を無効にすることはできないのである。マスターファンドの分別ポートフォリオは、行方不明の暗号資産を元に戻すこと又はエラーによる取引若しくは暗号通貨の盗難について補償を求めることができない可能性がある。分別ポートフォリオが当該行為、エラー又は盗難の是正を求めることができない場合、当該損失は分別ポートフォリオに対する投資にマイナスの影響を与える可能性がある。マスターファンド投資顧問会社のトレード・エラー・ポリシーによれば、マスターファンド投資顧問会社側に悪意、重大な過失、故意の不正行為又は詐欺がない限り、(マスターファンド投資顧問会社ではなく)分別ポートフォリオが、トレード・エラーの結果生ずる利益を享受し、かつトレード・エラー及び同様のヒューマン・エラーの結果生ずる損失(追加の取引コストを含む。)につき責任を負う。

第三者であるウォレット提供者に係るリスク(暗号通貨の変動はブロックチェーン・テクノロジー企業の株価に影響する可能性がある)

マスターファンドの分別ポートフォリオは、その暗号通貨の保有のために第三者であるウォレット提供者を利用予定である。当該分別ポートフォリオは、その暗号通貨を1箇所又は1社の第三者ウォレット提供者に一極集中させる場合があるが、当該保管先がハッキング、パスワードの紛失、破損したアクセス認証情報、マルウェア又はサイバー攻撃に起因する損失の発生しやすい場所又は業者である可能性がある。分別ポートフォリオは、その暗号通貨の保有に際してウォレット提供者の数に下限を設けることを要求されていない。分別ポートフォリオは、第三者ウォレット提供者に対して詳細な情報テクノロジー・ディリジェンスを実施しない場合があり、その結果、すべてのセキュリティ上の脆弱性及びリスクを把握できない可能性がある。一部の第三者ウォレット提供者は、暗号通貨の消失につき分別ポートフォリオに対して補償を行わない可能性がある。第三者の保管する暗号通貨は「コールド・ストレージ」や「ディープ・ストレージ」に移動される場合があり、当該暗号通貨の回収には遅れが生じる可能性がある。また分別ポートフォリオは、第三者ストレージに関する費用を負担することとなる場合もある。第三者ウォレット提供者の利用に伴うセキュリティ侵害、費用負担又は暗号通貨の消失は、分別ポートフォリオに対する投資にマイナスの影響を与える可能性がある。

暗号通貨のセキュリティに係るリスク(暗号通貨の変動はブロックチェーン・テクノロジー企業の株価に影響する可能性がある)

マスターファンドの分別ポートフォリオは、その暗号通貨の保護のために第三者であるウォレット提供業者を利用予定である。但し、分別ポートフォリオは、暗号通貨の保有を安全なものとするために「コールド・ストレージ」又は「ディープ・ストレージ」等のその他のシステムを採用する可能性があり、その場合、一部の暗号通貨へのアクセスに要する時間が増し、その結果、分別ポートフォリオの暗号通貨の現金化や償還益の支払に遅れが生じる可能性があり、分別ポートフォリオの純資産価額に著しい悪影響が及ぶ可能性がある。また暗号通貨の保護のため導入されたシステムによっても、分別ポートフォリオの暗号通貨に対する不正アクセス、損害又は盗難を防ぐことができない可能性がある。さらに、セキュリティ侵害は分別ポートフォリオのレピュテーションを侵害し、又は分別ポートフォリオの唯一の資産である暗号通貨の一部若しくは全部の消失を招く可能性がある。セキュリティ侵害又は暗号通貨のセキュリティに関する非公開情報の漏洩は、分別ポートフォリオに対する投資にマイナスの影響を与える可能性がある。

暗号通貨ハッカーに係るリスク(暗号通貨の変動はブロックチェーン・テクノロジー企業の株価に影響する可能性がある)

ハッカー又は悪意のある者が、暗号通貨のネットワーク・ソースコード、取引所サーバー、第三者プラットフォーム、コールド・ストレージ若しくはホット・ストレージのロケーション若しくはソフトウェア、又は暗号通貨取引履歴への攻撃やその他の方法により、暗号通貨を盗み、これに不正にアクセスし、又はこれを確保するために攻撃を仕掛ける可能性がある。例えば2014年2月に、マウントゴックス社は、暗号通貨ネットワークによる確認がなされる前に暗号通貨取引の固有の認証番号を変更することでハッカーが取引所上の暗号通貨をコントロールできるようになることが発覚したとして、引出を停止した。さらに、いわゆる暗号通貨銀行であったフレックスコインも、2014年3月にハッキングの被害に遭っており、ユーザー間の取引を管理するコードの欠陥を悪用した攻撃者が、口座残高の更新が追いつかないうちにシステムに対して大量のリクエストを行ったことで、896の暗号通貨が盗まれた。マスターファンドの分別ポートフォリオがコントロールし所有する暗号通貨は、市場屈指の保有額となり得る。分別ポートフォリオの規模が拡大するにつれ、ハッカー、マルウェア、サイバー攻撃又はその他のセキュリティ脅威のターゲットとしての魅力も増していく。その結果、分別ポートフォリオは、自らの保管する暗号通貨を盗難、消失、損害、破壊、マルウェア、ハッカー又はサイバー攻撃から守り保護するための対策を講じることとなり、分別ポートフォリオの運営費用が大幅に増加する可能性がある。またセキュリティ対策が有効に作用する保証はない。分別ポートフォリオは、消失した暗号通貨を回復できず、又は盗まれた暗号通貨に対する補償を求めることができない可能性があり、その結果分別ポートフォリオに対する投資にマイナスの影響が及ぶ可能性がある。

仮想通貨サービス提供者への依存に係るリスク(暗号通貨の変動はブロックチェーン・テクノロジー企業の株価に影響する可能性がある)

監査及び運営上の必要性から、何人かの個人がマスターファンドの分別ポートフォリオのセキュリティ対策に係る情報を保有することとなる。当該個人が当該情報を故意又は不注意により漏洩する可能性がある。さらに、複数の企業及び金融機関(銀行を含む。)が、仮想通貨の購入、販売及び保管に関して分別ポートフォリオに対してサポートを提供している。当該サービス提供者が分別ポートフォリオに対するサポートの提供を終了し又はその代わりとなる業者がない場合、分別ポートフォリオに対する投資にマイナスの影響が及ぶ可能性がある。

暗号通貨ネットワークの完全性及び安全性に係るリスク(暗号通貨の変動はブロックチェーン・テクノロジー企業の株価に影響する可能性がある)

暗号通貨の生成に使用されるソースコードは、「サトシ・ナカモト」に帰属する。「サトシ・ナカモト」は匿名であり、個人であるか個人のグループであるかは現在まで特定されておらず、単独又は政

府、行政機関若しくは悪徳団体に協力して活動している可能性がある。そのため、オペレーション、暗号通貨の生成能力及び先述の方法により取引を行う能力について分析が済んでいるのは、当該ソースコードのうち公開されている部分に限られる。オリジナル・コードに見えない部分が存在し、そこに事前に設定されているサブルーチン及び/又はウイルスが将来(オリジナル・コードを書いた者が決めた時点で)作動し、ブロックチェーンの混乱を招き並びに/又は大幅な損失、暗号通貨の盗難、不正取引及び複製暗号通貨の発行につながる可能性がある。

「長期保有」戦略に係るリスク(暗号通貨の変動はブロックチェーン・テクノロジー企業の株価に影響する可能性がある)

マスターファンド投資顧問会社は、申込に対応するためにマスターファンドの分別ポートフォリオに暗号通貨を購入させ、また買い戻しに対応する目的においてのみマスターファンドの分別ポートフォリオに暗号通貨を売却させる。たとえ暗号通貨の取引価格が大幅に下落するとマスターファンド投資顧問会社が考える場合であっても、買戻請求がない限り、マスターファンド投資顧問会社が分別ポートフォリオに代わって暗号通貨を売却することはない。マスターファンド投資顧問会社には、分別ポートフォリオの投資プログラムが実行不能となった場合に所定の方法に従って資産を換金し利益を分別ポートフォリオの投資家に対して分配する目的において分別ポートフォリオを管理する権利があるものの、マスターファンド投資顧問会社はその程度にかかわらず暗号通貨の取引価格の下落のみを理由に分別ポートフォリオを段階的に縮小することはない。マスターファンド投資顧問会社による長期かつロングオナーの「長期保有」戦略が、あるいは投資家が買戻請求をしなかったこと又は分別ポートフォリオが買戻請求に対応できなかったことが、大幅な損失ひいては分別ポートフォリオのすべての資本の消失につながる可能性がある。

テクノロジカル・リスク(暗号通貨の変動はブロックチェーン・テクノロジー企業の株価に影響する可能性がある)

デジタルアセット・テクノロジーは移り変わりが激しくかつ極めて相互依存的であり、市場の仲介業者も急速に進化し頻繁にその中核ビジネス機能を更新する。技術的進歩により、募集要項も短期間で古い情報となってしまう。

分散型台帳上のデジタルアセットは、資産の物理的安全性に関する特有のサイバーセキュリティ・リスクを呈する。原資産を象徴するものであって通常は「盗難」に遭うことのない株式、債券及び先物商品とは異なり、資産のデジタル所有はユニットを生成する暗号化技術に基づくものである。当該ユニットは所有権に係る一元的なリポジトリからは独立しており、アクセスコードによって表されるため、不正利用又は消失によって回復できなくなる場合がある。取引所、カストディアン、並びに様々なハードウェア及びコンピュータ・プログラムが消失のリスクの抑制に取り組んできたが、デジタルアセットの取引及び保有に係る根本的なサイバーセキュリティ・リスクは依然としてファンド及び投資家の直面する重大なリスクとして存在している。

絶対収益戦略に対する人為的参加

(中略)

売買取引は透明性を有しない

マスターファンド投資顧問会社は、アンダーライニング・マスターファンドに代わり売買決定を行う。マスターファンド投資顧問会社は、決済仲介業者から取引確認書を毎日受け取る一方、投資家には売買・損益を通算したネットの取引結果のみが月単位で報告される。したがって、マスターファンドの分別ポートフォリオへの投資を通じたアンダーライニング・マスターファンドへの投資では、個人の取引口

座で提供されるのと同等の透明性(すなわち、すべての投資ポジションを毎日確認できること)が投資家に提供されない。

さらに、暗号通貨の安全性を適切に保つため必要とされるセキュリティ対策の種類及び範囲に鑑み、投資家はマスターファンドの分別ポートフォリオがどのように暗号通貨を保管又は保護しているか、また当該分別ポートフォリオの保有する暗号通貨の全容について、完全に知ることはできない。

パフォーマンス

(後略)

<訂正後>

(前略)

貴金属の偽造リスク

確立された基準及び第三者による認証手続は導入されているものの、偽物の貴金属製品が製造され市場に出回る可能性は依然として残っている。かかる偽物商品は、本物の貴金属に酷似し、その真偽を見抜くことは困難である場合がある。ベンダーの適法性を確認するための合理的な措置を講じてもなお、直接的な監視の不足及び第三者である仲介業者に対する依存によって、マスターファンドが分別ポートフォリオを代理して、信頼できないベンダー又は悪徳ベンダーと不注意に取引を行うリスクが増大する可能性がある。マスターファンドの分別ポートフォリオの保有資産に偽物の金属が含まれていた場合、当該分別ポートフォリオの資産の全体的な価値の下落につながる可能性がある。

暗号通貨の価格変動から影響を受けるリスク

暗号通貨の価格変動性、売買、消失若しくは破壊、又はセキュリティに係るリスク、取消不能な暗号通貨取引に係るリスク、第三者であるウォレット提供業者に係るリスク、暗号通貨ハッカーに係るリスク、仮想通貨サービス提供者への依存に係るリスク、暗号通貨ネットワークの完全性及び安全性に係るリスク、「長期保有」戦略に係るリスク、テクノロジカル・リスク等、様々なリスクによる暗号通貨の価格変動は、ブロックチェーン・テクノロジー企業の株価等に影響する可能性が高く、したがってマスターファンドの株式の純資産価額の変動に影響を与える可能性がある。

絶対収益戦略に対する人為的参加

(中略)

売買取引は透明性を有しない

マスターファンド投資顧問会社は、アンダーライニング・マスターファンドに代わり売買決定を行う。マスターファンド投資顧問会社は、決済仲介業者から取引確認書を毎日受け取る一方、投資家には売買・損益を通算したネットの取引結果のみが月単位で報告される。したがって、マスターファンドの分別ポートフォリオへの投資を通じたアンダーライニング・マスターファンドへの投資では、個人の取引口座で提供されるのと同等の透明性(すなわち、すべての投資ポジションを毎日確認できること)が投資家に提供されない。

パフォーマンス

(後略)